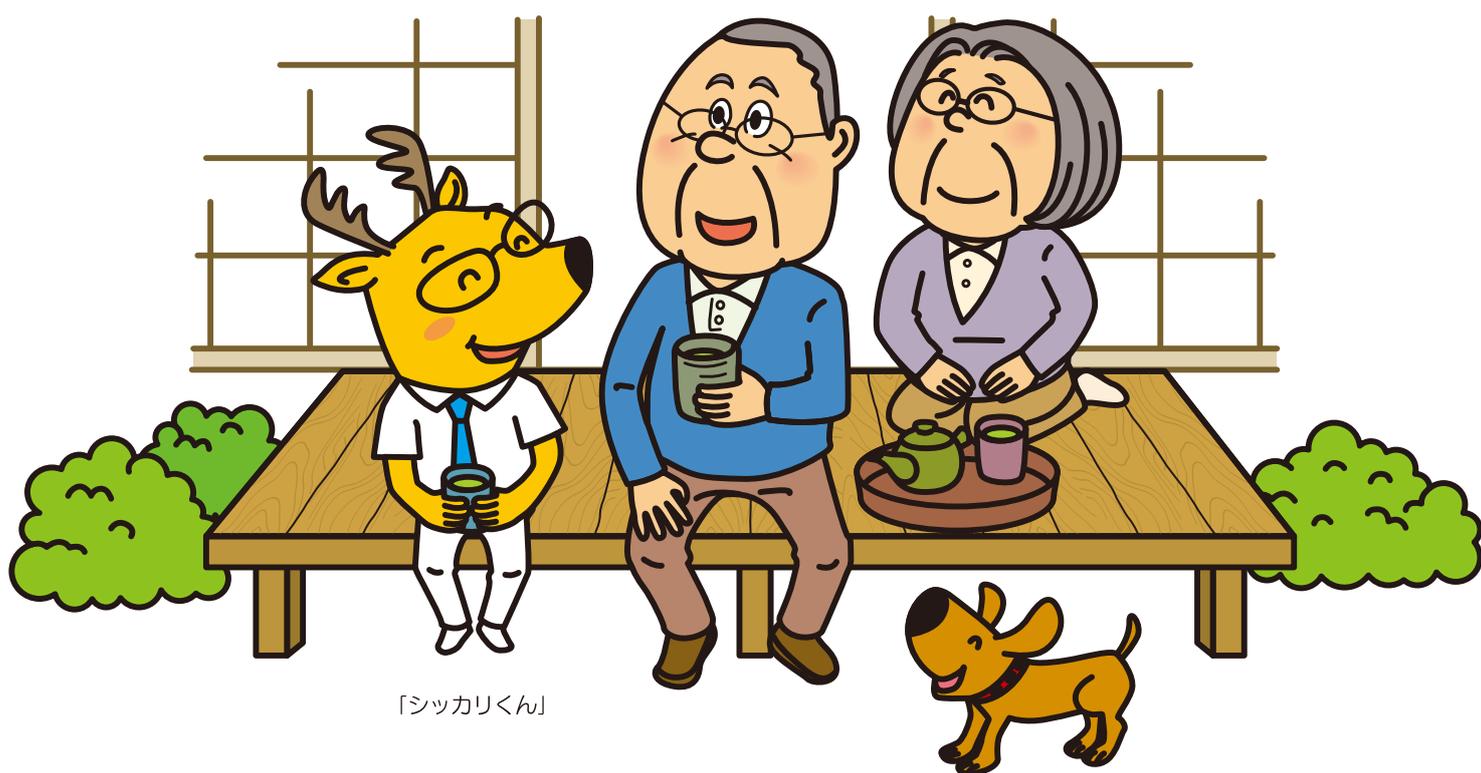


高齢者 あんしん ハンドブック



「シッカリくん」

長野県

はじめに

高齢社会の到来を迎え、長野県の場合は、4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本県は、平均寿命と老人医療費の少なさが全国トップクラスで有数の健康長寿県といわれており、高齢者の就業率も全国1位で、生涯現役を宣言する元気なお年寄りの方も多くいらしゃいます。しかし、核家族化の進行とともに、お年寄りだけの世帯も増え、65歳以上の一人暮らし世帯は20年前の約3倍になっています。

高齢者だけの世帯は、社会の情報も入手しにくく、消費生活に関してもトラブルや被害にあう危険性がより大きいといえます。

県消費生活センターには、毎日多くの高齢者からご相談が寄せられています。消費者トラブルや、製品による事故などを未然に防ぐためには、まず、ご本人が毎日のくらしの中で気をつけていただくことが第一です。このハンドブックは、高齢者がおちいりやすいトラブルや製品による事故の危険性を具体的に記載し、どうすれば未然に防ぐことができるかを記載しましたので、どうぞ参考にしてください。

また、困ったときは一人で悩まずに、ご家族やご近所の方々、民生委員や介護ヘルパー、ケアマネージャーなど身近で見守ってくれる方々に相談することが大切です。

消費者トラブルや製品の事故にあわないよう、またあっても被害を最小限に食い止めるために、消費生活センターや市町村消費生活相談窓口または警察など専門機関にもお気軽にご相談ください。

目次

はじめに	2
高齢者をねらう悪質商法	3
家庭での製品事故	6
みんながあなたを見守っています!	9
消費生活センターは消費者の身近な味方です	10
認知症の症状が見られる場合は	10
あなたは大丈夫? 自己チェックしてみましよう!	11

高齢者をねらう悪質商法

1 点検商法…「無料の点検」にご注意！

床下や屋根、水まわりなど「無料で点検をします」と言って家に入りこみ、点検の結果「修理の必要がある」などと言って工事などの契約をさせる手口



2 次々販売…「いらない」といっても入れ替わり業者が訪問…

一度契約すると、訪問の業者が必要のない商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる手口。複数の業者が入れ替わり次々と販売するケースもある。



訪問の業者には

- ◎見知らぬ業者は家にあげない！
- ◎不要なものは「いりません」「お断りします」とはっきり断る！
- ◎屋根や床の点検や修繕は、地元の信頼できる複数の業者に見積をもらってよく検討してから契約する
- ◎不安なときはまわりの人にすぐ相談！



3 SF(催眠)商法…会場の熱気につられて高額商品を契約…

無料で景品を配るといって近くの会場に人を集めて、締め切った中で熱狂的な雰囲気に盛り上げ、買わないと損だという一種の集団催眠状況を作り出す。そのうえで高額な商品を売りつける。

◎見知らぬ業者の人集めの誘いのらない！人を誘わない！

◎会場に入ったら断ることはむずかしくなります！



4 利殖(出資金)商法…せつかく貯めた貯金を全部失って…

「元本保証」「絶対儲かる」といって、未公開株、社債、金、先物取引、事業投資などの名目でお金を投資させようとします。最初の約束どおり配当されず、投資したお金も戻らないというトラブルが多発しています。

◎「あなただけが儲かる」というおいしい話はありません！

◎投資にはリスクがつきものです！しくみが理解できないような投資には手を出さないこと！



5 振り込め詐欺(オレオレ詐欺)・・・次から次と新しい手口が!

電話を利用して、親族や会社の上司、警察官、弁護士等を装い、会社でのトラブル等の名目でお金の振込みを要求します。



- ◎急な振込みの依頼の電話はまず疑う!
- ◎あわてず、落ち着いて、まわりの人にまず相談!
- ◎家族にしかわからない話題や合言葉で確認!
- ◎電話を切って、再度今まで知っている連絡先に電話して確認!



おかしいと思ったら...

長野県警察本部 振り込め詐欺撲滅ホットライン
026-235-2530へお電話を!

クーリング・オフ制度

訪問販売や電話で勧誘されて契約した場合は、クーリング・オフ制度により、契約書面を受け取った日を含めて**8日**以内であれば無条件で契約を解除できます。

クーリング・オフは、販売業者(クレジットを組んだ場合はクレジット会社にも)に書面で通知します。(はがきに必要事項を記入し、両面をコピーし、発信したことを後で証明できるように郵便局から「特定記録」郵便で出します。)

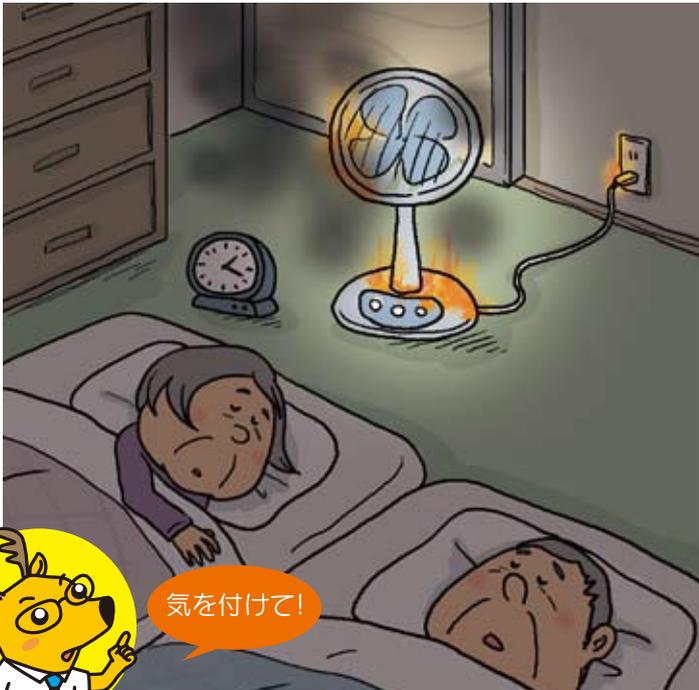
クーリング・オフの通知をすることにより、契約は解除され、支払ってしまった代金は返金されます。手元に商品がある場合は、販売業者の負担で引き取ってもらえます。

契約書面を交付されていない場合や、交付されていても不十分な場合は8日間が経過していてもクーリング・オフできる場合があります。

詳しくは消費生活センターにご相談ください。

家庭での製品事故

1 長く使っている製品には危険がひそんでいます

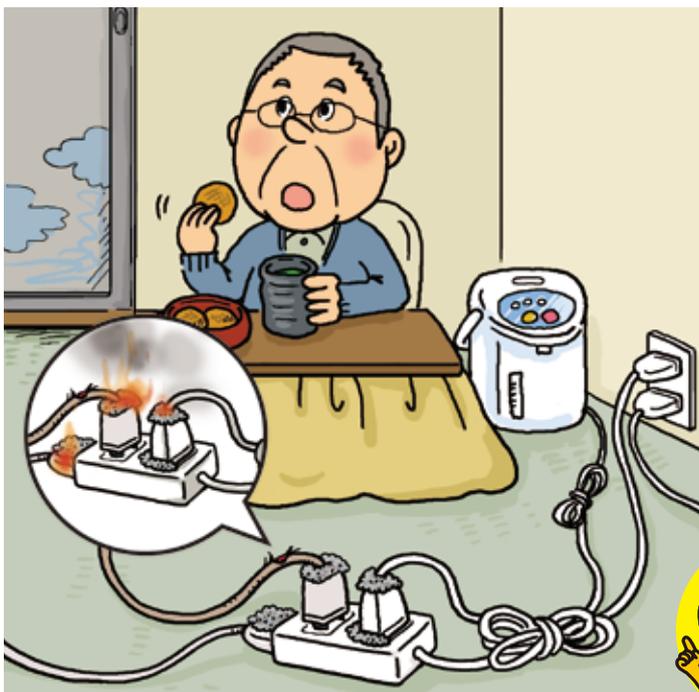


- 家電製品は長い間使っていると、湿気やほこりで部品が劣化し、火災などを引き起こす危険があります。
- 扇風機、換気扇、ブラウン管テレビ、洗濯機などで異常はありませんか。製品にも寿命があります。
- 異常があれば使用を中止し、メーカーや販売店に相談してください。



気を付けて!

2 電源プラグにほこりがたまっていたら要注意



以下の使い方は火災や感電の原因となります。取扱いには注意しましょう。

- 電源プラグにほこりやごみがたまっている。
- たこ足配線になっている。
- 電源コードを巻いたり束ねている。
- 電源コードが破損している。



気を付けて!



3 ガスや石油を使うときは窓を開けるなどして必ず換気



- 湯沸器やストーブを換気せずに使っていると、新鮮な空気が不足し、一酸化炭素中毒に陥る危険があります。
- 頭痛や吐き気で異変に気付いた時には手足がしびれて動けず、死に至る場合もあります。
- 窓を開けるなどして**必ず換気**をしてください。



気を付けて!

4 暖房器具の取扱いは正しく安全に



- ストーブの上で洗濯物を乾かすと、乾いて軽くなった洗濯物が落下し、火災になる危険があります。
- 給油は必ずストーブの火を消してから行ってください。また、カートリッジタンクのふたは確実に締まったか確認してください。
- 1時間に1～2回は換気をしてください。

5 ガスコンロに火をつけたら絶対に離れない

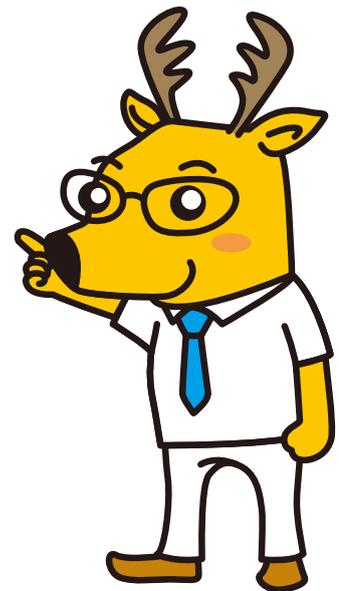


- 天ぷら油は加熱後約5～10分で自然発火する温度に達しますので、火をつけたら絶対にその場を離れないようにしてください。
- 衣服などに火が燃え移ることがありますので、ガスコンロに近づきすぎないようにしてください。
- 魚の脂などのよごれが加熱されて魚焼きグリルから出火する危険もありますので、日ごろから手入れをしましょう。



気を付けて!

- ◆誤った使い方や不注意が原因による事故も多く発生しています。正しく使えば防げる事故がありますので、安全な使い方を心がけましょう。
- ◆変な音がる、変な臭いがるなど、異常を感じたときはメーカーや販売店に相談しましょう。
- ◆定期的な点検を受けると安心です(なお、点検商法には気を付けましょう。(P3参照))。製品にも寿命がありますので、買い換えも検討してみてください。
- ◆取扱説明書には「正しい使用方法」、「使用上の注意」などが記載されています。いつでも確認できるように保管場所を決めておくと便利です。



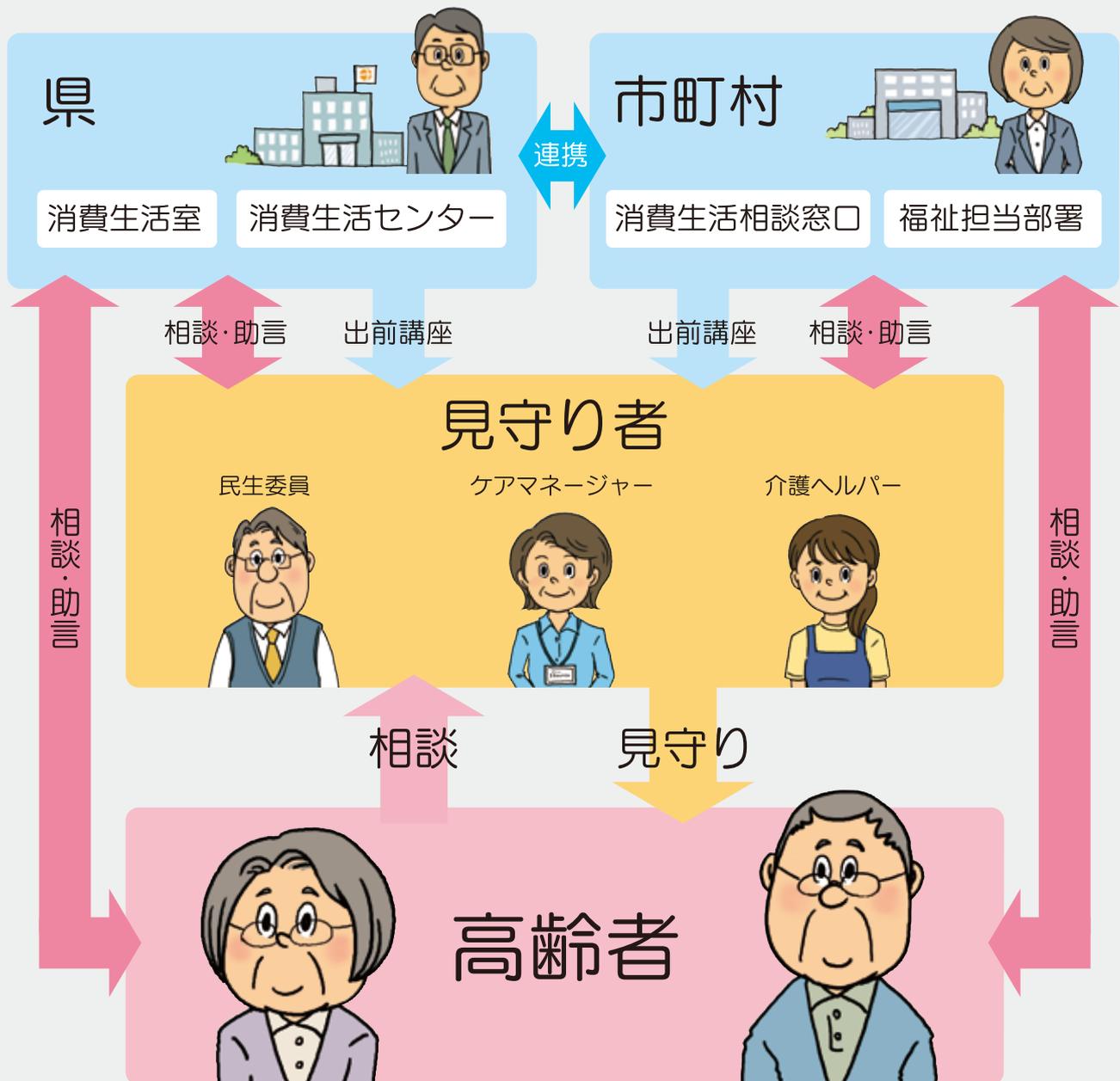
製品事故から身を守りましょう!

みんながあなたを見守っています！

日常生活の中で、困ったこと、わからないこと、不安に思うことなどがある場合は、親族、ご近所のほか、民生委員、ケアマネージャー、介護ヘルパー、自治会、市町村などに相談しましょう。相談するところがわからなくても、一番相談しやすい人に相談すれば、適切な相談先につなげてくれます。みんながあなたを見守っています。安心して相談しましょう。

長野県では、「高齢者・障害者の消費生活見守り事業」を実施しています。次の図のとおり、関係者、関係機関が連携して高齢者の消費者トラブル防止のための見守り活動を行っています。

高齢者の消費生活見守り事業のフローチャート



消費生活センターは 消費者の身近な味方です

消費生活センターでは消費者からのご相談をお受けしています。専門の相談員がご相談に応じています。相談は無料で、相談者の個人情報や相談内容は硬く守られています。ご相談の内容により、消費者への助言、専門機関のご紹介、消費者と事業者の間に入ってあっせんなどを行います。



お気軽にご相談ください。(各センターの連絡先は巻末にあります。)

認知症の症状が見られる場合は

近ごろ物忘れがはげしい、同じことを何度も言っているとまわりの人に指摘されるということはありませんか？認知症は病気です。だれでもなる可能性があります。お心当たりがある方は早めに医療機関の診察をうけましょう。



記憶がないのに家に契約書がある、商品がおいてあるというような場合は、至急、親族や民生委員などの見守りに連絡し、消費生活センター等に相談においでください。

また、今後の消費者被害を防ぐために次のような制度の活用を考えましょう。

成年後見制度

認知症や精神障害などで判断能力が不十分な方の、財産管理や身上監護に関する契約などの法律行為の援助を行う制度です。家庭裁判所に申し立てることにより、後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ任意後見人を決め公正証書により契約を行う「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」を利用していれば、成年後見人は被後見人が行った契約を取り消すことができます。

日常生活自立支援事業

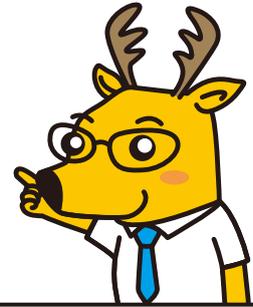
判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅で自立して地域生活を営めるようにする制度です。地域の社会福祉協議会にご相談ください。

あなたは
大丈夫?

自己チェックしてみましよう!

項目	チェック欄
玄関チャイムが鳴るとすぐに開けて客を迎える。業者でも家に上げないと失礼だと思う。	
すぐにドアを開けるのは無用心。業者を家に上げると断りきれなくなります。	
業者に勧められると断れない性格だ。	
優しくしてくれる業者はいい人だと思う。	
業者の言うことはためになる、お得な情報だと思う。	
見知らぬ業者を容易に信用してはいけません。優しく近づく業者には裏があります。	
「無料」という言葉に弱い。	
「無料」で誘う商法にご用心!	
近所の人や友だちに誘われれば自分も買いたくなる。	
お付き合いの気持ちや見栄が判断力を鈍らせます。	
ギャンブルが好きだ。大もうけしたい。	
そんな気持ちにつけ込んで業者はあなたの大切なお金をねらっています。	
契約書類は見るのがめんどろ。書類がなくても支払う。	
約束したことが書類にきちんと書かれてるかよく見ましよう。わからなければ説明を求めましよう。	
訪問や電話の勧誘でこのごろ高額な契約をしてしまった。	
その契約をしたことを悔やんでいる。	
その契約をしたことを家族や親族に言い出せない。	
家族や親族にはきちんと話し、相談にのってもらいましよう。クーリング・オフ期間内であれば契約を解除することもできます。	
借金がかさみ生活に困っている。	
消費生活センターにご相談ください。	
このごろ物忘れがひどい。契約した覚えがないのに商品が家にある。	
家族や親族に話し、医療機関を受診しましよう。また、自治体の福祉関係部署や民生委員に相談しましよう。	
困ったときに相談できる人がいない。	
家族や親族、民生委員など自分が相談しやすい人を決めて日頃から相談にのってもらいましよう。	
長年使っている家庭製品を点検してみましよう。(ファンヒーター、ガス湯沸器、冷蔵庫、扇風機など)(配管部分の亀裂やひび、異常音、こげたような臭いなどはないか)	
各部屋の電源コンセント、プラグ、コードを点検してみましよう。(ほこり、グラグラ、たこ足配線など)	
ストーブのそばに燃えやすいものを置いていないか点検してみましよう。(洗濯物、カーテンなど)	

緊急連絡先



いざというときに必要な連絡先を記入しておきましょう。
(家族、病院、交番、民生委員、介護ヘルパー、介護事業所、ケアマネージャー、
その他連絡が必要な人)

区 分	名前・名称	電話番号
消費生活センター	消費生活センター	
市町村役場		
民生委員		
ケアマネージャー		
介護事務所		
病院		
警察・交番		

相談はお早めに！

長野県消費生活センター

長 野 ☎ **026-223-6777** 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 FAX 026-223-6771
松 本 ☎ **0263-35-1556** 〒390-0811 松本市中央1-23-1 松本商工会館内 FAX 0263-35-0949
お か や ☎ **0266-23-8260** 〒394-0027 岡谷市中央町1-1-1 ララオカヤ内 FAX 0266-23-8248
飯 田 ☎ **0265-24-8058** 〒395-0034 飯田市追手町2-641-47 FAX 0265-21-1703
上 田 ☎ **0268-27-8517** 〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内 FAX 0268-25-0998



長野県 企画部 消費生活室

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1
☎026-223-6770 ☎026-223-6771 ✉shohi@pref.nagano.lg.jp
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm>

平成22年10月作成